

白山市文化協会分野別組織及び加盟団体活動事業補助規定

分野別組織及び加盟団体が、当該事業補助金を受けるにあたり下記の規定に該当し、当該団体より申請があった場合は、当該事業に対し、その一部を助成するものとする。

(後援名義申請)

当該事業補助を受けようとする時は、後援名義承認を得ること。

(規模及び対象)

公民館単位でなく、市内全域の市民を対象とする事業であること。

(種別)

展示会、舞台発表、創立記念誌発行等の事業であること。

(補助額)

事業補助金は、当該年度の予算の範囲内において補助するものとし、加盟団体の1事業につき2万円以内を、分野別組織においては、1事業につき3万円以内とする。ただし、市の文化振興補助事業を受けた場合は、補助に該当しないものとする。

(申請)

当該事業に該当する団体が、採択を希望する場合は、別紙(様式第1号)の申請書を協会事務局に提出すること。

(交付決定)

会長は、補助金を交付すべきと認めた時は、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。補助事業の内容の変更、中止、廃止又は期間内に完了しない場合は、補助事業変更等承認申請書(様式3)を会長に提出すること。

(実績報告)

補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4号)を会長に提出すること。

(補助金の交付)

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金請求書(様式第5号)を提出すること。

(支払)

前払金は、基本無しとし、ある程度実績を踏まえ、年度末までに支払うものとする。

(当該年度範囲)

4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この規定は、平成28年4月1日より、施行する。

附則 この規定は、平成31年4月1日より、一部改正する。